

2027年国際園芸博覧会における公式参加者の出展に関する
プロジェクトマネジメント業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「2027年国際園芸博覧会における公式参加者の出展に関するプロジェクトマネジメント業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款及び契約規程を遵守することとする。

(3) 件名

2027年国際園芸博覧会における公式参加者の出展に関する
プロジェクトマネジメント業務委託

(4) 履行期限

2026年3月31日（火）

(5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務所

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2019年9月に国際園芸家協会(AIPH)から正式承認され、2022年11月には博覧会国際事務局(BIE)の認定を受けた。

本博覧会においては、日本国による正式な参加招請を受けた外国政府及び国際機関等（以下「公式参加者」という。）及び開催者から直接参加を許可され、いずれの陳列区域にも属さない出展者によって展示スペースにおける展示が行われる。

また、本博覧会は、展示スペースとして、参加者が、開催者が提供した敷地に自らの展示のため、庭園や展示建築施設を建設する屋外展示スペース（敷地（土地タイプ）（以下、タイプIという。）、開催者が展示のために建築した展示建築施設内の展示スペースを展示に利用する屋内展示共同施設、その他展示により構成される。

本業務は、公式参加者が、タイプIにおいて庭園や展示建築施設の建設を円滑に行うことを可能とするため、協会が公式参加者に対して行う支援に関して、建設に関する事項の戦略立案支援等を行うものである。

(2) 留意事項

ア 本業務遂行に必要な各種委託業務の成果品は、本委託契約締結後に貸与する。

イ 本業務の遂行にあたっては、幅広い関係者間において目標の共有化、役割・責任の明確化が図られるよう、コミュニケーションの活性化や信頼関係の構築に最大限留意すること。

3 業務内容

委託業務計画を契約締結後 14 日以内(休日等を含む)に作成し、発注者へ提出すること。

(1) 公式参加者に対する支援戦略の立案支援業務

(タイプ I 標準型 (建築物有) 約 20 か国に共通する事項)

- ・出展当初の段階において、公式参加者全体に共通する、必要業務検討、スキーム検討等、協会として対応すべき事項の整理及び戦略の立案支援
- ・公式参加者への理想的な設計・施工体制や出展に係る工事の標準スケジュール提示等の進捗管理に向けた戦略立案と実行支援

※業務期間の目安：11 か月 (2025 年 5 月～2026 年 3 月)

※「出展当初の段階において、公式参加者全体に共通する、必要業務検討、スキーム検討等、協会として対応すべき事項の整理及び戦略の立案支援」及び「公式参加者への理想的な設計・施工体制や出展に係る工事の標準スケジュール提示等の進捗管理に向けた戦略立案」については、2025 年度上半期、「実行支援」については、2025 年度下半期を目安に業務を行うこと。

※業務実施場所は、WEB による会議出席等、適切に業務を遂行できる場所を選択することとするが、会議や打合せの状況に合わせ、協会事務所における対面打合せへの出席を求められることがある。

※本業務については、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャーの資格又は一級建築士の資格を有している者が業務を実施することが望ましい。

4 成果品

(1) 報告書：A4 判・ドッチファイル製本 1 部

(2) 報告書及び業務で作成した資料の電子データ

(Microsoft Office により編集可能なデータも併せて提出すること。)

(3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 参考資料等

(1) 関係規則等

- ・ AIPH 規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
- ・ コンペティション ガイドライン (Annex VII – Competition Guidelines)
- ・ コンペティション規則 テンプレート (TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)
- ・ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
- ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations

(2) 参考 HP 公表資料

- ・ 公益財団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

- ・国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/kentoiinkai.html>

- ・旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri->

[kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/plandesign/kihonkeikaku.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/plandesign/kihonkeikaku.html)

- ・国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/kentokai.html>

(3) その他国際園芸博覧会・関係規則等

規則関係の更新に注意すること。

6 その他

- ・業務の実施に関しては、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- ・受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。
- ・受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- ・受託者は、本業務の実施にあたり、協会等が発注する他の業務等と関連する内容については他業務の受託者等と連携して行うこと。
- ・受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- ・仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- ・受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- ・受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守すること。
https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/
- ・受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・成果品については、協会に帰属する。
- ・本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。